

平成31年 3 月 26 日

長岡市議会議長
丸 山 勝 総 様

行政監視機能強化検討特別委員会
委員長 五 井 文 雄

行政監視機能強化検討特別委員会調査報告書

当委員会に付議された事件について、下記のとおり報告します。

記

1 委員会の設置の経緯及び調査の趣旨

本市発注の下水道工事の入札に係る情報漏えい事件（以下「本件事件」という。）に関し、本市職員が逮捕・起訴された事実は、市民に大きな衝撃を与えるとともに、市民の市政に対する信頼を著しく失墜させた。

このことについて議会は、監視機関としての責任を踏まえ、その行政監視機能を強化し、今後もより適切に行政を監督・監視していくことが、市民の市政に対する信頼回復の一助になると判断し、当委員会を設置した。

よって、当委員会は、議会の行政監視機能の強化に資する手段について、調査を行ったものである。

2 委員会の概要

(1) 設置日

平成31年 2 月 15 日

(2) 定数

33(32)人（議長を除く全議員。平成31年 3 月 5 日付けで高見美加委員が議員辞職したことにより、定数が 1 減となったもの）

(3) 委員長及び副委員長

委員長 五井 文雄 副委員長 小坂井 和夫

3 調査の経緯

日付	会議	内容
平成31年 2月15日	第1回会議	委員会設置の目的等について確認
〃 2月22日	第2回会議	入札・契約制度に関する調査(1)
〃 3月1日	第3回会議	入札・契約制度に関する調査(2)
〃 3月7日	第4回会議	議案審査の在り方等の検討(1)
〃 3月14日	第5回会議	議案審査の在り方等の検討(2)
〃 3月19日	第6回会議	調査報告書の内容の決定

4 調査結果

調査の結果、次の事項を提言する。

なお、(1)及び(2)でいう「契約」とは工事又は製造の請負契約をいい、「入札」とはこれらの契約に係るものをいう。

また、(3)から(5)まででいう「契約」とは工事若しくは製造の請負契約又は建設工事に係る調査、設計、管理若しくは計画策定に関する業務委託契約をいい、「入札」とはこれらの契約に係るものをいう。

(1) 議決事件でない契約の締結についての議会への報告

本市において議決事件となる契約の締結は、予定価格が1億5千万円以上のものに限られる。これは、地方自治法施行令で定める基準に従い、条例で定められているものである。

また、予定価格が1億5千万円以上の契約の締結であっても、地方公営企業法の適用を受ける下水道事業会計及び水道事業会計に係るものは、同法の地方自治法の適用除外の規定により、議決事件とならない。

これらを踏まえ、議会がより多くの個別の契約の締結に一定程度関与することが、公正な入札及び契約を担保するための一助となると期待されることから、次に掲げる契約の締結については、事後において、議会に報告されるべきである。

なお、報告の時期、場、対象の詳細等については、今後、議会側と理事者側で協議するものとする。

- ア 地方公営企業法の規定の全部又は一部の適用を受けない事業に係る契約で、予定価格が1億5千万円未満のもの
- イ 下水道事業会計及び水道事業会計に係る契約

(2) 契約の締結に係る議案関連資料の充実

議決事件である契約の締結の審議及び審査においては、議案書のほか、常任委員会の資料として入札結果表等が配付されているところであるが、議会が入札の過程に対しても、従来以上に意を用いることで、本

件事件と同様の不正に対する抑止力が働くことが期待される。

よって、不調により入札をやり直したこと、その他の特別の事情が存在する案件については、入札結果表に当該事情を記載する等の措置を講ずることで、その過程の詳細が明らかにされるべきである。

なお、措置の詳細については、今後、議会側と理事者側で協議するものとする。

(3) 決算審査に係る資料「建設工事等契約状況調」の記載の充実

本件事件は、本市の入札における最低制限価格と落札金額が一致した案件に係るものである。こうした案件の発生頻度、契約の相手方の傾向等に対して議会が意を用いることで、本件事件と同様の不正に対する抑止力が働くことが期待される。

よって、建設工事等契約状況調は、次の方法により記載の充実が図られるべきである。

なお、詳細については、今後、議会側と理事者側で協議するものとする。

ア 最低制限価格及び落札金額が一致した案件を一覧表形式により記載すること。

イ アの案件のうち、くじによる落札でなかったものにあつては、落札事業者も記載すること。

(4) 入札及び契約状況の傾向や年度間比較が可能となる資料の提供

(1)から(3)までの事項については、個別又は1年度間の契約の締結状況に係るものである。これらの事項に加え、議会が複数年度間の契約の締結の概況を把握することで、契約の締結に対する重層的な監視が働くことが期待される。

よって、議会は、入札及び契約状況の傾向や年度間比較が可能となる資料の提供を受けるべきである。

なお、資料の内容、提供の時期等の詳細については、今後、議会側と理事者側で協議するものとする。

(5) 市のホームページ上での入札結果の表示方法及び閲覧時間の改善

本市のホームページで公表されている入札結果は、案件ごとに詳細が表示されるため、特定の期間、業種等に係る結果を概括的に把握することができない。これに加え、その閲覧時間にも制限がある。

入札結果を閲覧者の利便に資する方法で公表することは、公正な入札及び契約を担保する上での基本的手段であるとともに、これを通じて議員一人一人が日頃から入札結果に対して意を用いることが可能になる。

よって、現行の表示方法等については、次のとおり改善されるべきである。

ア 案件名、落札事業者、落札金額等を一覧表形式で表示すること。

イ 平日の午前8時から午後9時までとなっている閲覧時間を拡大すること。

(6) 重要な政策の方針等の決定過程における議会への説明の充実

議会は、行政全般を幅広く監督・監視する責務がある。そのため、時宜にかなった、行政上の重要な政策の方針等の決定過程における情報の提供を受けることを通じて、議決権の行使をはじめとする議会の政策判断を、より適切で責任あるものとする必要がある。

よって、議会は、今後も議員協議会等を通じ、これらの情報につき、より適切な提供を受けるべきである。

(7) 議選監査委員の存置

議選監査委員は、地方自治法の一部改正により、平成30年4月1日から条例で置かないことができることとされた。これは、監査委員はより独立性や専門性を発揮した監査を実施するとともに、議会は議会としての監視機能に特化していくという考えが、地方公共団体の選択肢の一つであるとされたためである。

しかしながら、議員の政治的感覚が監査の充実に資するという監査制度成立時に想定された意義は、今日においてもなお重要であると考えられる。さらに、日頃行政全般にわたって幅広い見地から行政を監視している議員の視点は、識見監査委員の視点を補完し得るものであるとともに、議員が監査委員経験を通じて執行機関側の実務の内実を把握することは、議会の行政監視機能を高めることに直結するものである。

よって、本市における議選監査委員は、今後も存置されるべきである。

5 その他

4の提言事項の大部分は、理事者側の協力を要する事項である。議会は、これらを糧として、最も基本的かつ本質的な権限である議決権と密接に関連する議案の審議及び審査を、これまで以上に充実させる必要がある。

あわせて、議員は、長岡市議会基本条例の各規定の趣旨を十分に踏まえ、一般質問及び所管事項に関する質問を適切に行うとともに、一人一人が議会の行政監視機能を高める意識を不断に保持することが必要である。

以上